

回 答 書

令和 4 年 4 月 28 日

新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務に関するプロポーザルについて、令和 4 年 4 月 27 日にありました質問に対して、以下のとおり回答します。

No.	質問事項	
質問 1	Q	【公募型プロポーザル実施要領：13. その他の留意事項（5）】 実施要領 P6 13. その他の留意事項（5）において、「本業務の再委託は認めないものとする。」とありますが、契約書（案）の検討等において、弁護士の確認を取ることは再委託にあたらなないと考えてよいでしょうか。
	A	契約書（案）の検討等における弁護士への確認は再委託にはあたりません。
質問 2	Q	【様式集：様式 5 配置予定技術者調書】 様式 5 配置予定技術者調書において、業務実績は、様式 3 の企業の業務実績調書と同様に「2012 年（平成 24 年）4 月から 2022 年（令和 4 年）3 月までに受託し、完了した業務に限る」と考えればよいですか。
	A	お見込みの通りです。